

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月31日

岩手県教育委員会

委員長 八重樫 勝

岩手県教育委員会代決専決規程の一部を改正する訓令

岩手県教育委員会代決専決規程（昭和32年岩手県教育委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第7条の2 本庁の課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(教育企画室の課長の専決事項)</p> <p>第8条 教育企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>企画課長専決事項</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）の定款の変更（目的又は名称の変更に係るものを除く。）の認可に関する事（教育事務所の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(学校教育室の室長等の専決事項)</p>	<p>(課長等共通専決事項)</p> <p>第7条の2 本庁の課長、担当課長及び特命課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(14) [略]</p> <p><u>(15) 教育委員会が所管する条例に係る意見の申出に関すること。</u></p> <p>(16) [略]</p> <p>(教育企画室の課長の専決事項)</p> <p>第8条 教育企画室の分掌事務について、課長の専決できる事項は、次のとおりとする。</p> <p>企画課長専決事項</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>(9) 特例民法法人（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第42条第2項に規定する特例民法法人をいう。以下同じ。）の定款の変更（目的又は名称の変更に係るものを除く。）の認可に関する事（教育事務所の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(10) [略]</p> <p><u>(11) 特例財団法人（整備法第42条第1項に規定する特例財団法人をいう。）の最初の評議員の選任に係る認可に関すること。</u></p> <p>(12) [略]</p> <p>(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(15) [略]</p> <p>(16) [略]</p> <p>(17) [略]</p> <p>[略]</p> <p>(学校教育室の室長等の専決事項)</p>

第9条 学校教育室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)～(3) [略]

(4) 授業力向上研修の修了認定に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

[略]

(生涯学習文化課の総括課長等の専決事項)

第10条 生涯学習文化課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) 社会教育の専門的技術的事項に関し指導及び助言を与えること。

(4) [略]

(5) 社会教育に関する学級講座、通信教育等の普及奨励に関すること。

(6) [略]

(7) 視聴覚教材利用の指導奨励に関すること。

(8) [略]

(9) [略]

(10) [略]

(11) [略]

文化担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

(総合教育センター所長の専決事項)

第15条 総合教育センター所長は、授業力向上研修のうち教科指導、生徒指導その他教育の充実に関する事項の修了認定に関することを専決することができる。

第9条 学校教育室の分掌事務について、室長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

室長専決事項

(1)～(3) [略]

[略]

(生涯学習文化課の総括課長等の専決事項)

第10条 生涯学習文化課の分掌事務について、総括課長、課長及び担当課長の専決できる事項は、次のとおりとする。

総括課長専決事項

(1)・(2) [略]

(3) [略]

(4) [略]

(5) [略]

(6) [略]

(7) [略]

(8) [略]

生涯学習担当課長専決事項

(1) 社会教育の専門的技術的事項に関し指導及び助言を与えること。

(2) 社会教育に関する学級講座、通信教育等の普及奨励に関すること。

(3) 視聴覚教材利用の指導奨励に関すること。

文化担当課長専決事項

(1)・(2) [略]

[略]

(総合教育センター所長の専決事項)

第15条 総合教育センター所長は、授業力向上研修の修了認定に関することを専決することができる。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。